

三島市外五ヶ市町箱根山組合議会議員被服貸与規程

(昭和 61 年 3 月 14 日)

改正 平成 19 年 3 月 28 日議会規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、三島市外五ヶ市町箱根山組合議会議員(以下「議員」という。)に貸与する被服について、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与被服の種類)

第 2 条 貸与被服の種類は、別表のとおりとする。

(着用)

第 3 条 議員は、現地調査及び植林等に際しては、貸与被服を着用しなければならない。

(忘失届、弁償)

第 4 条 被服を忘失したときは、被服忘失届(様式第 1 号)を提出するとともに、その実費を弁償しなければならない。

(貸与期間)

第 5 条 貸与被服は、議員が任期満了、辞職、失職若しくは死亡した場合は、返納を要しないものとする。ただし、任期満了等の場合において、その後の任期に係る選挙で当選したときは、引き続き貸与されたものとみなす。

(貸与の記録)

第 6 条 組合は、被服貸与簿(様式第 2 号)を備え、貸与状況等を記録するものとする。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年議会規程第 1 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区 分	備 考
帽 子	
上 着	
ズ ボ ン	
靴	

様式第 1 号（第 4 条関係）

被服忘失届

私は、貸与を受けた を忘失したので、三島市外五ヶ市町箱根山組合議会
議員被服貸与規程第 4 条によりお届けいたします。

平成 年 月 日

三島市外五ヶ市町箱根山組合管理者 様

氏 名

㊞

様式第 2 号（第 6 条関係）

氏 名	帽子	上着	ズボン	靴	貸与年月日	備 考